吸収分割公告

下記会社は吸収分割して甲は乙の機能材事業(ただし、工業用洗浄剤事業を除く。)に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
効力発生日は令和６年４月１日です。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　　官報
　　　掲載の日付　令和５年６月26日
　　　掲載頁　　142頁（号外第133号）

（乙）https://www.eneos.co.jp/company/public_notice.html

令和６年２月13日

東京都港区東新橋一丁目５番２号
（甲）株式会社ＥＮＥＯＳマテリアル
　　　代表取締役　平野　勇人

東京都千代田区大手町一丁目１番２号
（乙）ＥＮＥＯＳ株式会社
　　　代表取締役　宮田　知秀